

訪問看護ステーションえきさい運営規程

（事業の目的）

第1条 この規定は、長崎掖済会病院が設置する訪問看護ステーションえきさい（以下「事業者」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、在宅医療・や介護サービスが必要な利用者に対する適切な訪問看護、介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業者は、訪問看護を提供することにより、日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努める。
- 2 事業者は、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

（事業の運営）

- 第3条 事業者は、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 この事業所を、開設事業者とは独立して位置づけ、人事・財務・物品管理等に関しては、管理者の責任のもとに実施する。

（事業の名称及び所在地）

- 第4条 訪問看護を行う事業の名称及び所在地は、次の通りとする。
- (1) 名 称：訪問看護ステーション えきさい
- (2) 所在地：長崎県長崎市興善町4番5号カクヨウ BLD3 階

（職員の職種、員数及び職務内容）

- 第5条 勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。
- (1) 管理者 1名
- 管理者は主治医の指示に基づき、適切な訪問看護（介護予防訪問看護）を提供できるよう従事者の管理、業務の管理を一元的に行い、サービスの実施に関し指揮命令を行う。
- (2) 看護職員 7名
- 看護師 7名（常勤専従7名）
- 主治医の指示による適切な訪問看護（介護予防訪問看護）計画に基づき指定訪問看護（介護予防訪問看護）のサービスにあたる。

(4)理学療法士 2名（常勤専従）

作業療法士は主治医の指示による訪問看護（介護予防訪問看護）計画に基づき指定訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

（営業日及び営業時間等）

第6条 訪問看護ステーションえきさいの営業日及び営業時間は長崎掖済会病院職員就業規則に準じて定めるものとする。

(1)営業日：月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2)営業時間：午前8時30分から17時までとする。

2 常時24時間、利用者や家族からの電話等による連絡体制を整備する。

（訪問看護の内容）

第7条 訪問看護の主なサービス内容は次のとおりとする。

- (1) 定期的な病状の観察
- (2) 医師の指示による医療行為
- (3) 食事・服薬指導
- (4) 家庭でのリハビリテーション
- (5) 身体の清潔のためのケア
- (6) 介護者の相談と支援
- (7) 各種福祉サービスの相談と支援
- (8) 在宅移行支援
- (9) 認知症看護と支援
- (10) エンドオブライフケア

（利用料等）

第8条 事業者は、基本利用料として厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

2 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合、介護報酬告示上の額を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は全額利用者の自己負担とする。

3 医療保険を利用の場合は、本人の自己負担割合とする。

4 事業者は、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- ・次条に定める通常の業務の実施地域を超える場合の交通費の実費（通常の事業実施地域を超えた地点からの実費）

(通常業務を実施する地域)

第9条 訪問看護の実施地域は長崎市内とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告をしなければならない。

(秘密保持)

第11条 事業所および事業所の従業員は、正当な理由がある場合を除いては、知り得た利用者及びその介護者に関する秘密あるいは個人情報、契約中および契約終了後を問わず、第三者に漏らさない。

2 事業所は、従業員であったものも同様に、必要な措置を講じる。

(損害賠償責任)

第12条 事業所は、訪問看護サービスの提供にあたって、事業所の責に帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産・信用等を傷つけた場合には、その損害を賠償する。

2 事業所は、サービス提供にあたって、事業所の責に帰すべからざる事由によって生じた損害については賠償責任を負わない。

(相談・苦情対応)

第13条 事業所は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

また、長崎市（高齢者すこやか支援課・長崎県国民健康保険団体連合会（苦情相談窓口）へも苦情を申し立てることができる。

事業所相談窓口 長崎市興善町4番5号カクヨウ BLD3階

訪問看護ステーション えきさい

電話：095-818-7771

担当：喜多 浩文

(事故処理)

第14条 事業者はサービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合は速やかに主治医、市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(高齢者虐待の防止に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、その責任者を置くとともに定期的に委員会を開催する。その結果について、従業者に十分に周知する。
- 3 虐待の防止のための指針を整備し従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- 4 利用者又は他利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(ハラスメント対策について)

第16条 サービス利用中に、ご利用者、ご家族による暴力行為や暴言等の身体的、精神的なハラスメント行為やセクシャルハラスメント行為があった場合はサービスを中止することがある。

(社会情勢及び天災時の対応)

第17条 社会情勢の急激な変化、地震、風水害などの自然災害など著しい社会秩序の混乱などにより、業務継続が困難な場合は日程、時間等の調整を連絡し業務を継続できるようにする。

(感染症対策の強化)

第18条 事業者は、感染症対策委員会を設置し、年1回以上の委員会を開催する。その結果を従業者に十分周知する。

- 2 感染症の予防及び、まん延防止のために指針を整備し、研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 ウイルスや細菌等の感染拡大により、業務継続が困難な場合は日程、時間等の調整を連絡し業務を継続できるようにする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、職員の質の向上を図るために研修会の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は公益社団法人日本海員掖済会長崎掖済会病院が定めるものとする。

(附則) この規定は、令和6年10月1日から施行する。